

2021 年 4 月 1 日

会員の皆様へ

所在不明会員の除名決議のご案内について

中国労働金庫
理事長 戸守 学

当金庫は、2021 年 6 月に開催する総会（開催予定日：2021 年 6 月 25 日（金））において、当金庫の定款第 17 条の規定に基づき、長期間所在が不明である会員の方（以下「所在不明会員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、所在不明会員に該当することにお心当りのある方は、2021 年 5 月 7 日（金）までに、会員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類と出資証券およびお届出印を当金庫本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所の変更等の手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明会員」とは、2021 年 3 月 31 日現在で次の要件のいずれにも該当する会員の方とします。

- (1) 継続して 5 年以上当金庫の事業を利用していない方。
- (2) 当金庫が行った通知又は催告が 5 年以上継続して到達しなかった方。

※ 当金庫の定款第 17 条では、会員が別表 2 第 6 項に定める「継続して 5 年以上金庫の事業を利用せず、かつ、金庫がその会員に対してする通知又は催告が 5 年以上継続して到達しないとき。」に該当する場合は、総会の決議によって除名することができることとされています。

2. 労働金庫法及び当金庫定款の定めるところにより、除名対象者の方は、総会において弁明をすることができます。

3. 除名により脱退された方には、当該除名の決議をした総会の開催日の翌年 4 月 1 日以降に出資金の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類と出資証券およびお届出印をご持参のうえ、当金庫本支店の窓口までお越しいただきますようお願い申し上げます。なお、ご来店の際には、あらかじめご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

【お問合せ先】 中国労働金庫 本支店 または総務統括部総務課（TEL：082－568－8474）
